

森 第 1478 号
平成24年 2月27日

隠岐支庁
(農林局 林業振興・普及G)
各農林振興センター所長
各農林振興センター地域事務所長
(林業部 林業普及G)
中山間地域研究センター所長
(県有林管理スタッフ)

} 様

農林水産部長
(森林整備課)

造林補助事業の現地測量における GPS 機器の利用基準等について（通知）

現在、測量業務の効率化と測量経費の低減を図るため、各事業体において GPS やレーザーコンパス等を用いた測量方法の導入が進んでいます。しかし、GPS 測量の場合測量時の環境によって精度が大きく異なります。については、造林補助事業の現地測量を GPS で実施する場合の利用基準等を別紙とおり定めたので、適正な運用について事業体への指導をお願いします。

なお、本基準は、森林内における GPS 機器の利用状況及び研究成果の蓄積等に伴い、適宜見直すこととしているので御承知おきください。

また、市町村等については別途通知済みです。（別添：送付一覧参照）

造林補助事業におけるGPS機器の利用基準等

1. GPS機器を利用して測量を実施する場合は、次のすべてを満たすこと。
 - (1) 測量時の補足衛星数は、4つ以上であること。
 - (2) 補正情報の受信を確認できること。
 - (3) 取得回数（エポック数）が3以上であること。
 - (4) 測点の半数は、HDOP値*が4以下であること。
 - (5) 測位日時及び上記(1)～(4)について測点毎に書類（以下「測位データ」という。）を作成すること。
 - (6) 現地検査の際に誤差について確認できるよう、測定値から変換した測点間の水平距離、方位角について書類を測量野帳として作成すること。

2. 書類の整備

事業実施主体は、測位データを施業図・実測図に添付して提出する。作成した測量野帳については、施業図・実測図への添付は要しないが、竣工検査時に検査員へ提示する。

3. GPS機器により作成された施業図・実測図が提出された場合の検査は次による。
 - (1) 書類検査（全数検査）
測位データが上記1の(1)～(4)を満たしているか確認する。
 - (2) 現地検査（抽出検査）
造林事業検査内規第3の5に基づき、誤差の許容範囲（方位角2度、距離100分の5）内であるかどうか確認する。

* HDOP (Horizontal Dilution of Precision) 値

衛星の水平成分の配置（バラツキ）を数値化したもので、この値が小さければ位置の精度が高く、大きければ位置の精度が低いことを示す。

附則 この基準等は平成24年度事業より適用する。